

平成 30 年 11 月 11 日

各位

店舗名 よっ田や
代表者 吉田 則彦

食中毒事故に関するお詫びとお知らせ

この度、私共が運営する店舗「よっ田や 宮崎ひなた横丁店」（宮崎県宮崎市中央通）におきまして、カンピロバクターを原因とする食中毒事故が発生いたしました。

発症されたお客様とご家族の方々には、多大なる苦痛とご迷惑をお掛けしましたことを心より深くお詫び申し上げます。また、当該店舗を日頃よりご利用いただいておりますお客様及び今後当該店舗をご利用予定のお客様、並びに多くの関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、重ねてお詫び申し上げます。

本日、所轄である宮崎市保健所（以下、所轄保健所）の検査の結果が判明し、行政処分の内容が確定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、当該店舗は、平成 30 年 11 月 11 日(日)より営業を自粛しております。

記

1. 食中毒事故の内容について

平成 30 年 11 月 3 日(土)、私共が「レバーたたき」を提供した 114 名のお客様の内、75 名のお客様より下痢、発熱、腹痛の症状が発症しているという連絡がございました。これを受け、平成 30 年 11 月 8 日(木)、所轄保健所の店舗立ち入り検査が実施され、内 12 名のお客様から、カンピロバクターが検出され、その結果、当該店舗で提供した食事による食中毒であることが判明いたしました。

本日、平成 30 年 11 月 11 日(日)付で、所轄保健所より当該店舗に対して 3 日間【平成 30 年 11 月 11 日(日)～平成 30 年 11 月 13 日(火)】の営業停止処分を受けました。

2. 行政処分の内容について

処分店舗 : よっ田や 宮崎ひなた横丁店
所轄保健所 : 宮崎市保健所
処分年月日 : 平成 30 年 11 月 11 日(日)
処分の理由 : 食品衛生法に違反したため
処分解除年月日 : 平成 30 年 11 月 13 日(火)
病因物質 : カンピロバクター

3. 被害に遭われたお客様への対応について

今回の食中毒において被害に遭われたお客様には、誠心誠意対応してまいります。

4. 現行の衛生管理体制及び再発防止策について

私共では、日頃より衛生管理の徹底を目的とした従業員教育及び社内体制の整備を推進しておりますが、この度はこのような食中毒事故を発生させてしまい、お客様や関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしましたこと、改めて心より深くお詫び申し上げます。

私共といたしましては、今般の命令を厳粛に受け止め深く反省し、当該店舗においては所轄保健所のご指導に従い、店舗設備・食材並びに従業員の衛生管理等を改善いたします。加えて、今後の再発防止に向けて、衛生管理体制を改めて見直し、全従業員の衛生管理意識の向上及び衛生管理の実施・徹底により、当社の衛生管理体制を一層強化し、全従業員が食の安全・安心の確保に努めてまいり所存でございます。

今後とも変わらぬご支援を賜りますよう伏してお願い申し上げます。

以上